

【 代替給食調理員 】

募集人数	学校給食調理員	3名
業務内容	学校給食調理全般の業務（休暇等代替勤務）	

任用期間	令和 7 年 12 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで ※ 任用後 1 か月間（1 か月の勤務日数が15日に満たない場合は、 15日に達するまで）は条件付採用期間となります。
勤務日数	管理監督者が別途指定する日
休日	週休日（土、日）、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日 までは休み、学校の夏期休暇、冬期休暇等の長期休暇期間内で調整休日
勤務時間	1日7時間以内 原則 8：15 ～ 16：00 までの中において ※ 休憩45分を含む 管理監督者が別途指定する7時間以内 ※ シフト勤務の場合あり 月85時間以内とする ※ 所定時間を超える労働 無（ただし、臨時又は緊急の必要のある時を除く）
勤務場所	学校給食臼田センター、学校給食浅科センター
報酬	1日7時間以内 時給 1,201 円 ～ 時給 1,283 円 ※ 採用前5年間について、本市職員として在職期間がある場合、 その職歴に応じて報酬額を決定します。
諸手当等	給与関係の条例、規則等の定めるところにより、通勤手当等が支給されます。
休暇	なし
社会保険等	なし
災害補償	労災保険
服務	地方公務員法に規定する服務の各規程が適用され、懲戒処分等の対象となることもあります。
その他	・ 給与等支給日 翌月支給 原則毎月16日（6月及び12月は15日） ・ 会計年度任用職員は、人事評価の実施対象となります。 ・ 佐久市の職員として、責任ある業務に従事してもらいます。 注）勤務日、勤務時間については、勤務する所属により変更になる場合があります。

3 応募要件 資格要件等なし

※地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・佐久市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

4 選考方法 面接選考

※ 面接選考 令和 7 年 11 月 詳細は別途通知します。

5 提出書類 佐久市会計年度任用職員任用申込書（履歴書）

※学校給食課、各給食センターで配布するほか、市ホームページからも入手可能

6 受付期間 令和 7 年 11 月 17 日（月） 17:15 まで

（郵便等の場合は当日までに必着のこと）

7 提出先 〒 385 - 8501

佐久市中込3056 佐久市教育委員会事務局 学校給食課

TEL 62-3493（直通）